第十一条中「第十三条第四項第三号ロ」を「第十五条第四項第三号ロ」に、「又は」を「若しくは」に、「ため」を「ために必要な資金又は認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うため」に、「第三十一条第一項第四号」を「第三十四条第一項第五号」に改め、同条を第十三条とする。

第三章に次の二条を加える。

（特定半導体生産施設整備等計画の認定）

第十一条　特定半導体生産施設整備等を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画（以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　特定半導体生産施設整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定半導体生産施設整備等の目標

二　特定半導体生産施設整備等の内容及び実施期間

三　特定半導体生産施設整備等の実施体制

四　特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五　特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、特定半導体生産施設整備等に関し必要な事項

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定半導体生産施設整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一　当該特定半導体生産施設整備等計画の内容が指針に照らし適切なものであること。

二　当該特定半導体生産施設整備等計画に基づく特定半導体又は特定半導体材料等（第四号及び第五号において「特定半導体等」という。）の生産が主務省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

三　当該特定半導体生産施設整備等計画に係る特定半導体生産施設整備等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四　特定半導体等の需給がひっ迫した場合における増産、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発その他特定半導体の国内における安定的な生産に資するものとして主務省令で定める取組が行われると見込まれるものであること。

五　特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

4　主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5　主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画の概要を公表するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（次条第四項及び第二十九条において「機構」という。）に当該認定をした旨を通知するものとする。

（特定半導体生産施設整備等計画の変更等）

第十二条　前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定特定半導体生産施設整備等事業者」という。）は、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等事業者がその認定に係る特定半導体生産施設整備等計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定半導体生産施設整備等計画」という。）に従って特定半導体生産施設整備等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3　主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対して、当該認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4　主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。

5　前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第二条　国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一号を加える。

十四　特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務を行うこと。

第十六条の三の見出しを「（特定公募型研究開発業務基金の設置等）」に改め、同条第一項中「次項及び次条第二項において「基金」を「以下「特定公募型研究開発業務基金」に改め、同条第二項中「基金」を「特定公募型研究開発業務基金」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定半導体基金の設置等）

第十六条の四　機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条第十四号に掲げる業務（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる業務に限る。）に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金（以下「特定半導体基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2　政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。

3　特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。

4　通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補塡の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5　経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定による通知を行った場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6　前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（国会への報告等）

第十六条の五　機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第十七条第二項中「前条第一項」を「第十六条の三第一項又は第十六条の四第一項」に、「基金を」を「特定公募型研究開発業務基金又は特定半導体基金を」に、「当該基金」を「これら」に、「特別」を「それぞれ特別」に改める。

第十八条中「及び第十二号」を「、第十二号」に、「の規定に」を「及び第十四号の規定に」に改める。

第二十七条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十六条の四第四項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して特定半導体基金を運用したとき。